



ニッサン・グリーン調達ガイドライン

2023年11月

日産自動車株式会社

<目 次>

1.はじめに	2
2.ニッサン・グリーン調達ガイドラインの2023年度改定内容	3
3.調達方針と環境方針	3
3.1 日産の調達方針・理念とガイドライン	
3.2 日産の環境理念と環境方針	
3.3 ニッサン・グリーン調達ガイドラインの位置付け	
4.NGP2022の重要課題に対するサプライヤーの皆さまへの要求事項	7
4.1 気候変動に関する要求事項	
4.1.1 バリューチェーン全体でのCO2削減推進	
4.2 資源依存に関する要求事項	
4.2.1 サプライヤーの皆さま独自のリサイクル活動や再生材使用の積極的な推進	
4.3 大気品質に関する要求事項	
4.3.1 VOC、臭気低減技術開発の推進と基準の遵守	
4.4 水資源に関する要求事項	
4.4.1 バリューチェーン全体における水使用量削減の推進	
4.5 事業基盤の強化に関する要求事項	
4.5.1 環境コンプライアンスとしての環境負荷物質管理の強化	
4.5.1.1 環境マネジメントの構築と運用	
4.5.1.2 化学物質関連法規と日産基準の順守	
4.5.2 LCA(ライフサイクルアセスメント)に関する情報のご提供	
4.5.3 サプライヤーと連携した環境課題の負荷低減	
5.報告方法	12
5.1. 気候変動に関する報告	
5.1.1 CO2排出量に関する情報提供	
5.2 資源依存に関する報告	
5.2.1 再生材使用の積極的な推進	
5.2.2 使用材料とその重量情報の報告	
5.2.3 材料識別表示実施状況報告	
5.3 大気品質に関する報告	
5.3.1 VOC、臭気低減技術開発の推進と基準の遵守についての報告	
5.4 水資源に関する報告	
5.4.1 水使用量に関する情報提供	
5.5 事業基盤の強化に関する報告	
5.5.1 RFQでの報告:E-File	
5.5.2 環境負荷物質および高懸念物質の使用状況報告	
5.5.3 製品のライフサイクル評価用データの提出	
5.5.4 気候変動及び水に関する質問状へのご回答	
6.主要な化学物質関連法令等	20
7.関連する日産基準	21
8.変更履歴	21
対象別報告方法及び問い合わせ先・提出先	22

1. はじめに

気候変動、環境汚染、材料・エネルギー資源の枯渇などの環境問題は拡大をつづけ、企業や行政府、NGO/NPO、各個人など世界の誰もが考え、行動すべき状況となっております。

弊社は、自動車を構成する部品・資材のサプライヤーの皆さまと日産の調達方針や環境理念を共有し、共にサプライチェーン全体で品質管理・物質管理を始めとする環境負荷低減活動を推進してまいりました。これまでに「日産サプライヤーCSR ガイドライン」「ニッサン・グリーンプログラム」の下、「ニッサン・グリーン調達ガイドライン」を軸に、気候変動の重要課題である CO₂ 削減の取組み調査や、NPQP 及び日産技術標準規格「特定物質の使用に関する制限」等で皆さんに部品・資材の物質管理をお願いしております。

2018 年には、弊社は中期環境行動計画である「ニッサン・グリーンプログラム 2022 (NGP2022)」を織り込み、ニッサン・グリーン調達ガイドラインを改定しました。NGP2022 では気候変動・資源依存・大気品質・水資源、それらを推進するための事業基盤の強化を重要課題としております。この方針に基づき、サプライヤーの皆さまとさらなるコミュニケーションを深め、業務を進めています。

なお、現行 NGP は 2022 年度に終了しており、次期 NGP は、2023 年度中の公開を予定しております。公開されるまでは、本ガイドラインでは、NGP2022 の方針を継続して踏襲します。

ニッサン・グリーン調達ガイドラインのお願い事項は、持続可能なモビリティ社会の実現と持続可能な企業経営に不可欠と考えております。対応技術の積極的な投入だけでなく、基盤となる環境マネジメントを強化し、積極的に取り組むことが必要です。そして、それは、部品・資材を提供していただく世界中のサプライヤーの皆さまのご協力によって達成することが可能になります。

日産は、皆さまとともに取り組み、お客様のために魅力的な商品やサービスを開発・提供するだけでなく、製品の負荷低減を推進していくことで、日産と皆さまの間で成長する WIN-WIN の関係を築き、グローバル市場での競争力を高めていくことができる信じています。

このガイドラインは、自動車及び製造等の事業活動に使用される全ての材料、部品、製品、梱包材、及び、サプライヤーの皆さまの環境活動を対象としています。

サプライヤーの皆さまにおかれましては、日産の取り組みをご理解いただくとともに、隨時日産グローバル Web で最新版をご確認いただき、本ガイドラインに基づく取り組みの推進をお願い致します。

日産自動車株式会社
購買管理部
サステナビリティ推進部 環境戦略グループ

2. ニッサン・グリーン調達ガイドラインの 2023 年度改定内容

2023 年度の改定では以下に関する記載を変更しています。

項目	目次	変更点
1	はじめに	記載追加
3. 2	日産の環境理念と環境方針	記載追加

3. 調達方針と環境方針

3. 1 日産の調達方針・理念とガイドライン

弊社は、2006 年に発行した「The Renault-Nissan Purchasing Way」及び 2010 年に策定し、2015 年に改訂した「ルノー・日産サプライヤーCSR ガイドライン」をサプライヤーの皆さんと共有しました。この度、ルノーとの協業が新たな段階を迎えるにあたり、「日産サプライヤーCSR ガイドライン」を改めて作成しております。この分野のひとつに環境があり図の 6 項目を挙げております。

図 日産サプライヤーCSR ガイドラインの項目

1. 安全と品質
2. 人権と労働
3. 環境
 - 環境マネジメントの構築・運用
 - 温室効果ガスの排出削減
 - 大気、水、土壤汚染の防止
 - 省資源、廃棄物削減
 - 化学物質の管理
 - 生態系の保護
4. コンプライアンス
5. 情報開示

詳細は「日産サプライヤーCSR ガイドライン」をご覧ください。

3.2 日産の環境理念と環境方針

日産では、コーポレートパーサス「人々の生活を豊かに。イノベーションをドライブし続ける。」の実現に向け、以下のとおり「コーポレート環境方針」を定めています。

コーポレート環境方針

コーポレートパーサス

人々の生活を豊かに。
イノベーションをドライブし続ける。

環境理念

人とクルマと自然の共生

究極のゴール

事業活動やクルマによって生じる環境への
依存と負荷を自然が吸収可能なレベルに抑え、
豊かな自然資産を次世代に引き継ぎます

我々のありたい姿

シンシア・エコイノベーター
(Sincere Eco-Innovator)

- ・シンシア（誠実な） 環境問題に対し積極的に取り組み、
環境負荷を低減する
- ・エコイノベーター 持続可能なモビリティ社会の発展の
ために、お客様に革新的な商品と
サービスを提供する



取り組むべき
重要課題とチャレンジ

コンプライアンスはもとより、
社会的 requirement かつ長期的視点に基づき、
4つの重要課題に取り組みます

気候変動 | カーボン・ニュートラル

クルマの電動化・知能化、革新的な未来
のモノづくりを通じて社会のCO₂削減
を進めます

資源依存 | 新規採掘資源依存ゼロ

資源を効率的かつ持続的に使う仕組みと、
効果的にクルマを活用できるサービスを
創造します（サーキュラー・エコノミー）

大気品質 | ゼロ・インパクト

クルマの排出ガス低減と、車室内の快適な
空気環境をつくりだし、人の健康をまもり、
生態系への影響を抑えます

水資源 | ゼロ・ストレス

水使用量の削減と水質の管理を通じて、
生態系への影響と依存を配慮したモノ
づくりをすすめます

NISSAN
MOTOR CORPORATION

＜ニッサン・グリーンプログラム＞

ニッサン・グリーンプログラムは、日産自動車の環境理念及び環境方針に基づいて策定された中期環境行動計画であり、その第四世代目となるニッサン・グリーンプログラム 2022 は、2022 年度までの 6 カ年にわたる行動計画です。

日産はニッサン・グリーンプログラム 2022 のもと、以下の 4 つの重要課題と 1 つの事業基盤強化を達成すべく、2022 年度までの取り組みを進めて参りました。

次期ニッサン・グリーンプログラムは、2023 年度中の公開を予定しております。公開されるまでは、本ガイドラインでは、ニッサン・グリーンプログラム 2022 の方針を継続して踏襲します。

ニッサン・グリーンプログラム 2022 主な取り組み

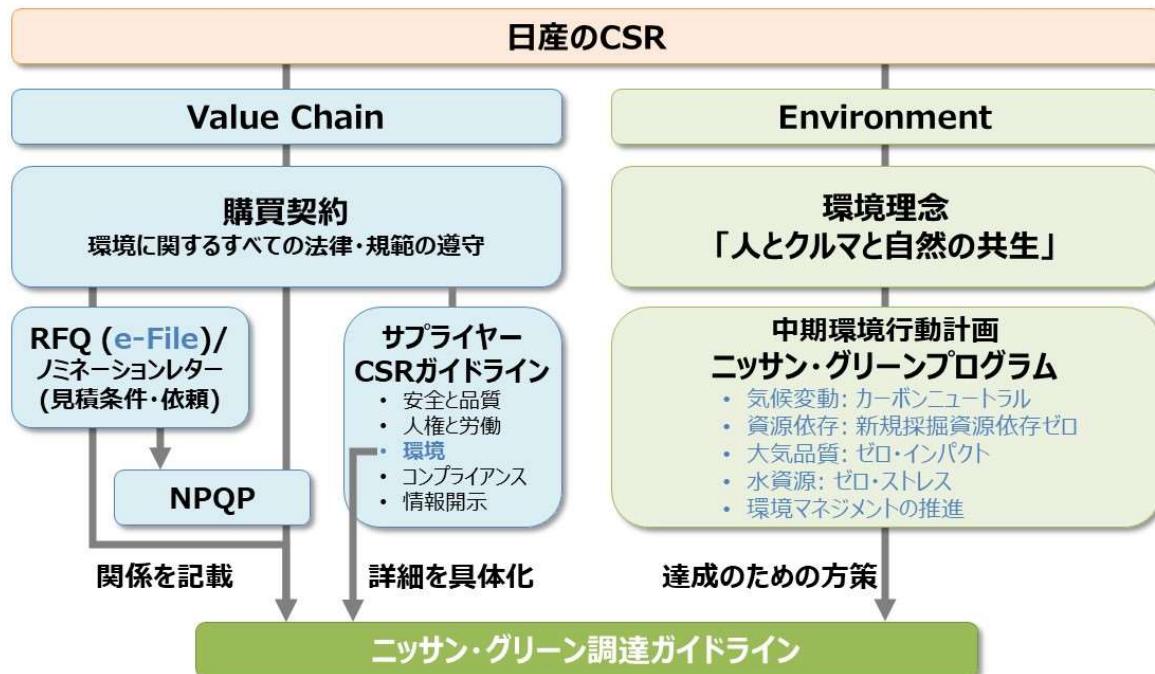
気候変動	クルマの電動化、知能化、革新的な未来のモノづくりを通じ、社会の CO2 削減を進めます ■ 新車からの CO2 排出削減-40 % ('00 年度比；日本、アメリカ、欧州、中国) ■ 企業活動でのグローバル販売台数あたりの CO2 削減-30% ('05 年度比)
資源依存	資源を効率的かつ持続的に使う仕組みと、効果的にクルマを活用できるサービスを創造します ■ クルマの生産において使用する新規天然資源の削減 ■ 生産拠点から発生する廃棄物の削減 ■ 工場からの廃棄物の最終処分率を低減
大気品質	クルマの排出ガス低減と、車室内の快適な空気環境を作り出し、人の健康をまもり、生態系への影響を抑えます ■ 車室内の空質環境を向上させる技術の実用化に向けて開発の促進 ■ クルマの生産に伴い発生する VOC（揮発性有機化合物）を削減
水資源	水使用量の削減と水質の管理を通じて、生態系への影響と依存に配慮したモノづくりをすすめます ■ 工場でのグローバル生産台数あたりの水使用量削減-21% ('10 年度比)
事業基盤の強化	環境マネジメントをさらに強化します ■ 環境コンプライアンス順守の徹底 ■ クルマや新技術のライフサイクルでの負荷モニタリングプロセスを充実 ■ サプライヤーや次世代カスタマー、NGO を含むステークホルダーと連携し環境課題の負荷低減に向け活動します。

ニッサン・グリーンプログラム URL

<<https://www.nissan-global.com/JP/ENVIRONMENT/GREENPROGRAM/FRAMEWORK/>>

3. 3 ニッサン・グリーン調達ガイドラインの位置付け

このニッサン・グリーン調達ガイドラインは、日産サプライヤーCSR ガイドラインの環境分野を具体化したものです。併せて日産の中期環境行動計画「ニッサン・グリーンプログラム」の取り組みのひとつとして作成しております。



4. NGP2022 の重要課題に対するサプライヤーの皆さまへの要求事項

サプライヤーの皆さまには、以下の環境取り組みと日産への報告をお願い致します。最新のガイドラインについては、随時日産グローバル Web で最新版をご確認下さい。

各依頼事項の問い合わせ先・資料提出先については最終ページに添付しております。

4. 1 気候変動に関する要求事項

NGP2022 気候変動の重要課題

クルマの電動化、知能化、革新的な未来のモノづくりを通じ、社会の CO₂ 削減を進めます

- 新車からの CO₂ 排出削減-40 % (00 年度比; 日本、アメリカ、欧州、中国)
- 企業活動でのグローバル販売台数あたりの CO₂ 削減-30% (05 年度比)

4. 1. 1 バリューチェーン全体における CO₂ 削減の推進

2050 年までに材料採掘から製造、走行、廃棄に至るクルマのライフサイクル全体におけるカーボンニュートラルを実現するために、日産はサプライヤーを含むバリューチェーン全体での CO₂ 排出量を視野に入れ、CO₂ 削減に取り組んでいきます。

サプライヤーの生産工程含むクルマ生産における CO₂ 排出量の削減に向け、サプライヤーの皆さまに自主的な活動の計画的な推進をお願いします。なお、計画遂行における課題については、サプライヤーの皆さまと連携して取り組んでいきます。

(計画の視点)

- 「推進体制」の構築
- サプライーチェーン全体での CO₂ 排出量の現状把握
- 削減計画の立案/推進

なお、サプライーチェーン全体での CO₂ 排出量の現状把握に関する詳細は、4. 5. 3 サプライヤーと連携した環境課題の負荷低減をご参照ください。

4. 2 資源依存に関する要求事項

NGP2022 資源依存の重要課題

資源を効率的かつ持続的に使う仕組みと、効果的にクルマを活用できるサービスを創造します

- クルマの生産において使用する新規天然資源の削減
- 生産拠点から発生する廃棄物の削減
- 工場からの廃棄物の最終処分率を低減

4. 2. 1 サプライヤーの皆さま独自のリサイクル活動や再生材使用の積極的な推進

日産では、日産の生産活動から発生した端材や、廃車から回収した材料を生産時に再利用する「クローズド・ループ・リサイクル」の活動を推進しています。また NGP2022 では、サプライヤーの皆さまが独自に行われているリサイクル活動や再生材料の使用をより重視しています。このことで新規採掘資源への依存を削減し、資源採

掘に対する環境的悪影響の最小化を狙います。皆さんに、以下に対する継続的な協力をお願いします。

- ・ 基準材料を含む全ての材料種でリサイクル材の優先的使用
- ・ 新たなりサイクル材料開発と採用の推進
- ・ アフターサービスにおける、グリーンパーツ、再生部品の促進に対する提案

4. 3 大気品質に関する要求事項

NGP2022 大気品質の重要課題

クルマの排出ガス低減と、車室内の快適な空気環境を作り出し、人の健康をまもり、生態系への影響を抑えます

- 車室内の空質環境を向上させる技術の実用化に向けて開発促進
- クルマの生産に伴い発生する VOC (揮発性有機化合物) を削減

4. 3. 1 VOC、臭気低減技術開発の推進と基準の遵守

サプライヤーの皆さんには車室内の快適な空気環境を向上させるため、製品から発生する揮発物質の低減開発を推進して頂き、人の健康に対して影響を及ぼす物質の削減を目的とした基準や方針の遵守をお願い致します。

日産では車室内のエミッションを低減するために、VOC、臭気に関する共通のターゲットを設定しグローバルで適用しています。このターゲットは構成部品、または材料で個別に要求性能が設定されています。

VOC では車室内にある 18 の部品群とそれに付随する材料が、また臭気では車室内にある全ての部品と、車室内に影響を与える接着剤や塗装材などが対象となります。

4. 4 水資源に関する要求事項

NGP2022 水資源の重要課題

水使用量の削減と水質の管理を通じて、生態系への影響と依存に配慮したモノづくりをすすめます

- 工場でのグローバル生産台数あたりの水使用量削減-21% (10 年度比)

4. 4. 1 バリューチェーン全体における水使用量削減の推進

NGP2022 ではゼロ・ストレスを実現するため、水の使用量削減の取り組みを進めていきます。

廃水のリサイクル等水使用量の削減につながる設備の提供等を通じて、水使用量の削減にご協力をお願いいたします。

また、サプライヤーの皆さんと連携し、バリューチェーンを通じた水使用量の削減を推進します。詳細は 4. 5 . 3 サプライヤーと連携した環境課題の負荷低減をご参照ください。

4. 5 事業基盤の強化に関する要求事項

NGP2022 事業基盤強化の重要課題

環境マネジメントをさらに強化します

- 環境コンプライアンス順守の徹底
- クルマや新技術のライフサイクル負荷モニタリングプロセスを充実
- サプライヤーや次世代カスタマー、NGO を含むステークホルダーと連携し環境課題の低減に向け活動します。

4. 5. 1 環境コンプライアンスとしての環境負荷物質管理の強化

4. 5. 1. 1 環境マネジメントの構築と運用

日産とお取引をするサプライヤーの皆さまが環境マネジメントの構築と運用を推進してくださいますようお願い致します。

1) 法規と日産の環境に関する基準の順守

皆さまの事業活動における環境関連法規・規範の順守と併せて、日産に納入いただく製品に対しては、ルノー日産技術標準（化学物質管理基準：RNES_B-00027 (NES M0301)、IMDS 入力基準：RNES B00043 (NES M0302)、材料識別表示基準：RNES A-00001 (NES D0031)）等の基準の順守をお願い致します。

2) 環境マネジメントシステムの構築

皆さまの社内における環境管理体制整備のために、環境マネジメントシステム（ISO14001 またはそれに順ずる外部認証等）の構築をお願い致します。

すでに構築済みの場合は、運用の維持、レベルアップ、更新をお願い致します。

未構築の場合は、構築に向けての活動をお願い致します。

3) 環境責任者の設定

皆さまにおかれましては、日産の製品に係る環境問題（化学物質、材料、LCA、環境ラベル）、及び、製造工程における環境影響（CO₂、エネルギー、水、廃棄物…）を担当する管理者を選定し、お名前と連絡先詳細を提出して下さい。提出は、部品見積もり依頼時の E-File にて回答をお願い致します。（E-File は 5. 5. 1 章に記述）

4) 二次、三次以降のサプライヤー管理

一次サプライヤーの皆さまは、二次、三次以降の川上側サプライヤーマネジメントに対する管理責任を持ちます。一次サプライヤーの皆さまにはおかれましては、川上側サプライヤーの皆さまと連携し、製品ライフサイクルを通じた環境負荷低減への取り組み、及び本ガイドラインのすべての要件を順守した納入製品の保証をお願い致します。

5) 監査対応

監査、もしくはブランド独自の対応をもって環境問題に対する義務（マネジメントシステム、廃棄物……）の評価を行う場合があります。（5.5.2 1に記載）

4. 5. 1. 2 化学物質関連法規と日産基準の順守

サプライヤーの皆さまには、人の健康や環境に対して有害な物質の代替を目的とした基準や方針の遵守をお願いします。

1) 法規に基づく化学物質管理

日産は世界各国の法規に先駆けた環境負荷物質管理とリサイクルを推進しています。サプライヤーの皆さまは、部品及び車両に使用される化学物質管理および禁止物質の不使用に関連した各国の法規制の順守をお願いします。

現在の化学物質規制の動向は、有害性を考慮したリスクアセスメントと管理、規制と削減にフォーカスしています。それらの法規の中でも欧州 REACH 規制やそれに類似し、拡大された取り組みに特に注意が必要です。皆さまが、化学物質の登録、評価、認可及び規制のあらゆる段階においても、法規対応が必要である場合は確実に要求事項を順守されるようお願いします。

欧州殺生物性製品規則のような特殊な法規も発効されています。この法規は、物質の使用制限というより、殺性目的として使用を認可された物質の確認が必要です。皆さまが、殺生物剤を使用する際、不認可物質を使用してしまわない様、適正な判断で本件に対応するようお願いします。

すでに発効されている規制についても見直しが継続的に行われています。欧州 ELV 指令は、鉛の使用免除規定がありますが、免除を廃止する見直しが進んでいます。また、この ELV 規制の予備審査を規定する欧州 RRR 指令では、リユースを禁止しているエアバッグなどの部品を規定*しており、それらのリユース品を使用してはなりません。

加えてこのような ELV 規制は韓国、中国等グローバルに拡大しており、共用部品の各国法規適合性について十分な注意が必要です。

禁止になる物質の特性には、発がん性、変異原性、難分解性、生物蓄積性、内分泌かく乱性、呼吸器感作性等があります。特に、難燃剤、可塑剤、撥水剤などについては、これらの特性のある物質の使用禁止が決定、または、禁止の検討が進められているため、不使用の確認が必要です。

また、部品および車両に使用される化学物質に加えて、日々の生産活動や職場で使用される化学物質のリスク管理が重要になっています。日本国内においては、化管法の改正、安衛法の改正により、今後、管理やリスクアセスメントの対象となる化学物質の増加が見込まれています。対象となる製品、原材料については SDS(安全データシート)に基づく適切な対応が重要になってきます。

*RRR のリユース禁止部品：

エアバッグシステム、シートベルトアセンブリ、ベルトアンカおよび/またはエアバッグ内蔵のシート、ロック機構付きステアリングコラム、イモビライザシステム、触媒、DPF 等の排ガス後処理装置、マフラー

2) ルノー・日産技術標準

ルノーと日産は、ルノー・日産技術標準(RNES)やルノー・日産設計標準(RNDS)など規格の共通化を進めました。

日産では、納入される部品、用品、原材料に対して、GADSL^{*1}、各国の化学物質法規制に加え、今後の規制リスクの高い化学物質のグローバルでの使用禁止をルノー・日産技術標準(RNES_B-00027^{*2})の中で規定しております。サプライヤーの皆さんには、化学物質削減に関する各国法規及びルノー・日産技術標準を順守した製品、材料の納入をお願い致します。

なお、RNES_B-00027 は最低毎年一回更新を検討するものとし、今後の各国の法規動向によって、あるいは当社の方針として規定する物質を急速に増やしていくなければならない可能性があります。従いまして順守事項をその都度更新していくこと、そのため、常に最新の RNES_B-00027 をご参照いただくことをご理解ください。

使用禁止/削減対象物質に関して、NES M0303“環境負荷物質分析方法”に基づき、製品に使用される材料の組成分析結果の提出を皆さんに依頼することがありますので、ご対応をお願い致します。

*1 GADSL (Global Automotive Declarable Substance List) URL : <http://www.gadsl.org/>

*2 2023 年 11 月現在、RNES B-00027 は V6.1 が最新です。毎年 3 月に定期改正いたしますので、最新版をご確認ください。

4. 5. 2 LCA(ライフサイクルアセスメント)に関する情報のご提供

日産は、製品であるクルマについて、走行時の燃費・排気だけでなく、製造に必要な原料採掘の段階から、製造、輸送、廃棄に至るすべての段階（ライフサイクル）における環境負荷を定量的に評価することで、生涯にわたり環境影響が少ないクルマを開発、製造し、環境負荷の低減に努めています。

このライフサイクルにおける環境負荷を定量的に評価する方法としては、LCA 手法(Life Cycle Assessment： 製品の一生における環境負荷を評価する手法)を使用しており、対象部品、原材料等を納入されるサプライヤーの皆さんに対して、日産から個別にお願いする場合においては、製造時の環境データの提供をお願い致します。

4. 5. 3 サプライヤーと連携した環境課題の負荷低減

NGP2022 では環境サーベイを通じたサプライヤーとのエンゲージメントの推進と負荷低減を促進します。

サプライヤーの皆さんにおける環境マネジメントの現状と活動結果を把握し、その向上を推進する目的で、グローバルで選定をした一次サプライヤーの皆さんの気候変動及び水に関する調査を実施いたします。提供いただいた情報を元に、日産のバリューチェーンを通じた CO2 排出量及び水使用量の削減に、皆さんと連携して取り組んでいきます。詳細は 5. 5. 4 気候変動及び水に関する質問状へのご回答をご参照ください。

また、サプライヤーの皆さんにおかれましても、自身のバリューチェーンを通じた CO2 排出量及び水使用量の削減推進をお願い致します。

5. 報告方法

5. 1 気候変動に関する報告

5. 1. 1 CO₂ 排出量に関する情報提供

製品・サービス及び企業活動からのCO₂排出量の削減の取り組みを進めています。発注先選定プロセス等において日産に納入いただく部品の重量、設備のエネルギー使用量、電力の排出係数などのCO₂排出量削減に関する情報の提供をお願いすることがございますが、その際にはご協力お願い致します。

5. 2 資源依存に関する報告

5. 2. 1 再生材の使用状況報告

ニッサン・グリーンプログラム2022の重要課題である新規採掘資源の使用量削減を促進するため、再生材の使用拡大を推進しております。日産に納入いただく原材料、部品に使用される再生材の使用状況について情報の提供をお願い致します。

<調査内容>

日産に納入いただく部品に使用される樹脂材料に対し、ISO14021で定義されるポストコンシューマー材料（一度市場に出た製品からリサイクルされた材料）、及びプレコンシューマー材料（製造工程における廃棄物の流れから取り出された材料（同一工程での再利用は除く））を使用している場合は、その材質、重量及びバージン材に対する使用割合(重量比率)の報告をお願い致します。

<報告方法>

IMDSを使用して、再生樹脂材料使用比率のデータ提出をお願い致します。IMDSの入力方法、提出先等に関しては、ルノー日産技術標準RNES_B-00043(NES M0302)に準拠してください。

*IMDS : IMDS(International Material Data System)は、インターネットをベースとした自動車産業界向けのマテリアルデータシステム。また、それに相当する日産が承認したCAMDS等のWebシステムを含む。

5. 2. 2 使用材料とその重量情報の報告

日産では車両のリサイクル性能を定量的に把握すること、及び各国のリサイクル法規で規定されるリサイクル可能率/リカバリー可能率の算出、及びリサイクル料金算出のための基礎データ作成を行なっております。上記を算出するに当たり、使用材料及びその使用重量に関する詳細なデータが必要なため、データの提出をお願い致します。

<調査内容>

日産に納入いただく部品に使用している全材料及びその重量情報の提出をお願い致します。

<報告方法>

IMDSを使用して、日産にデータ提出をお願い致します。IMDSの入力方法、提出先等に関しては、ルノー日産技術標準RNES_B-00043(NES M0302)に準拠してください。

5. 2. 3 材料識別表示実施状況報告

日産では材料リサイクルを促進するため、樹脂及びエラストマーを使用している部品については、材料識別表示の実施を推進しています。また欧州のリサイクル法規では、100g 以上の樹脂部品及び 200g 以上のエラストマー部品に対して材料識別表示を実施することを規定しております。上記のような背景から、材料識別表示の実施状況を確認するため、下記の報告をお願い致します。

＜報告内容＞

樹脂及びエラストマーを使用している部品の材料識別表示方法に関し、ルノー日産技術標準 RNESA-00001 (NES D0031) で規定しております。そこで日産から提示した部品に対し、上記社内規格に準じて材料識別表示を実施したか否かの報告をお願い致します。

＜報告方法＞

IMDS を使用して、日産にデータ提出をお願い致します。IMDS の入力方法、提出先等に関しては、ルノー日産技術標準 RNES_B-00043 (NES M0302) に準拠してください。

リサイクル法規に関する依頼事項とその対象

○:全サプライヤー、△:該当サプライヤー（日産から個別に連絡）

			対象部品/資材					
要求項目			部品	原材料 ※1	副資材 ※2	用品 ※3	サービス パート※4	物流 梱包材
リサイクル性の向上	再生材の使用状況報告	対象	○	○	—	—	△	—
		時期	試作/量産部品納入時	試作/量産部品納入時	—	—	個別依頼時	—
		帳票/ツール	IMDS	IMDS			IMDS	
	使用材料および重量の報告	対象	○	○	—	—	△	—
		時期	試作/量産部品納入時	試作/量産部品納入時	—	—	個別依頼時	—
		帳票/ツール	IMDS	IMDS			IMDS	
	材料識別表示実施状況報告	対象	○	—	—	—	△	—
		時期	試作/量産部品納入時	—	—	—	個別依頼時	—
		帳票/ツール	IMDS	—	—	—	IMDS	—

※1：鋼板、鋼材、塗料、接着剤、オイル、冷却液など、生産工場で使用されるもの

※2：生産品の実態を構成しない材料。「間接材料」と同じ意味

※3：販売会社オプション部品（アクセサリー部品）等

※4：保有・補修・オイルケミカル品等

5. 3 大気品質に関する報告

5. 3. 1 VOC、臭気低減技術開発の推進と基準の遵守についての報告

VOC、臭気の報告：人の健康に影響を及ぼす臭気や揮発物質を低減するため、下記に示すルノー/日産共通の規格に基づき、車室内の部品や材料の評価データの提出をお願い致します。

<調査内容>

車室内(室内とトランクルーム)にある全ての部品と車室内に影響を与えるペーストや液体物などについて、以下の基準等に示された調査をお願い致します。

- ルノー日産設計標準(RNDS) / 日産設計標準(NDS)に記載される VOC、臭気試験方法、及び目標値
- 部品からの VOC、カルボニル化合物の放散：
部品 VOC 試験方法；ルノー日産技術標準 RNES_B-00114 (日産技術標準 NES M0402)、部品 VOC 目標値；ルノー日産技術標準 RNES_B-00115 (日産技術標準 NES M0403)
- 部品、材料の臭気：
臭気試験方法；ルノー日産技術標準 RNES_B-00096、臭気目標値；ルノー日産技術標準 RNES_B-00161 (日産技術標準 NES M0160)、臭気物質の使用に関する制限；日産技術標準 NES M0297

<報告方法>

- 開発時はルノー日産設計標準 (RNDS) / 日産設計標準 (NDS) に基づくサプライヤーテストレポートに部品 VOC、臭気試験の試験結果（測定値）を記載し、データの提出をお願い致します。データの作成方法に関しては、ルノー日産技術標準に準拠して下さい。また、塗装、接着剤に関する使用量、種類に関する情報提供を合わせて提出をお願いします。
- 量産時は COP (生産一致性) 管理のための量産品データを提出してください。

5. 4 水資源に関する報告

5. 4. 1 水使用量に関する情報提供

NGP2022 では水の使用量削減の取り組みを進めていきます。発注先選定プロセス等において日産に納入いただく設備の水使用量などの情報提供をお願いすることがございますが、その際にはご協力お願い致します。

5. 5 事業基盤の強化に関する報告

5. 5. 1 RFQ での報告 : E-File

発注先選定プロセスにおける部品見積もり依頼：RFQ(Request for Quotation)において、対象部品に対する弊社環境負荷物質管理の要求事項について、貴社の対応を、E-File (Environmental File) にて確認します。回答日程にもとづき、必ず、E-File の回答をご提出ください。対象地域はグローバルです。

<確認事項>

- 各国法規、およびルノー日産技術標準 RNES B-00027 の遵守の合意
- 環境負荷物質管理に関する各日産要求事項の合意
- 日産の製品に関わる化学物質管理の責任者および担当者の提出
 - 環境負荷物質責任者。実際に業務を遂行する代理者（営業担当、IMDS*担当、REACH 規制担当でも可）
 - IMDS 報告担当者(正、副)。日産からの要求に応じて IMDS へのデータ入力を指定期日までに行い、報告する担当者。
 - REACH 規制対応の担当者

<回答に不備があった場合の対応>

法規対応に関し、対応不可の回答があった場合や、E-File の回答に不備があり、不合格となった場合は、環境規制対応の観点から、是正措置が必要になります。弊社開発部門と購買部門は、不合格事項を確認し、貴社へ是正措置と E-File 再提出を依頼します。

この依頼に基づき、改善対応をお願い致します。

もしも、改善対応ができない場合は、発注先選定に影響します。弊社開発担当者と購買担当者と十分に連携を図り、適切な改善対応をお願い致します。

*IMDS : IMDS(International Material Data System)は、インターネットをベースとした自動車産業界向けのマテリアルデータシステム。また、それに相当する日産が承認した CAMDS 等の Web システムを含む。

5. 5. 2 環境負荷物質および高懸念物質の使用状況報告

日産に納品する部品、原材料等について、関連法令および日産技術標準規格などに沿って、環境負荷物質の使用状況の報告をお願い致します。

コンプライアンス遵守のため日産の要求する全部品について、地域を問わず情報提供が必須となります。

特に REACH 規制について、部品や原材料(または調剤)・副資材・梱包材等を納入されるサプライヤーの皆さまが、RNES B-00027 で規定された申告閾値を超えて欧州化学品庁リストの高懸念物質を成型品(Article)、調剤(Preparation)などに使用される場合は、その高懸念物質の CAS 番号と含有量を IMDS、SDS、もしくは指定する手段でご報告をお願いします。

また、部品の材料や原材料の変更による環境負荷物質の使用状況に変化がある場合は必ず弊社購買部門にご連絡いただくと共に、IMDS、SDS、もしくは指定する手段でご報告をお願いします。

1) 部品、原材料の場合

<調査内容、及び報告方法>

現在、全ての設計通知に IMDS による部品・原材料の物質データの入力指示が記載されています。サプライヤーの皆さまは、ルノー日産技術標準 RNES B-00043(NES M0302) に従い、IMDS により物質データの入力と送信をお願い致します。

また、技術連絡票により個別に IMDS による物質データの提供をお願いする場合があります。

NPQP に基づき部品納入時の検査報告書提出の際に日産に承認された IMDS ID 番号の報告をお願い致します。報告は、試作部品の各試作ロット品納入時、及び量産部品の立ち上がり初物納入時、変更品初物納入時となります。

技術連絡票による個別調査依頼では、それに示されている手段で報告をお願いします。

上記に加え、各国の自動車リサイクル法規で規制される環境負荷物質(鉛、カドミウム、六価クロム、水銀等)の生産一致性等の法規適合性担保のため、規制物質の含有リスクのある原材料(例：はんだ等)を使用している場合は、RNES-B-20205 Regulated Chemical Substance Analysis(NES M0303)に基づく材料の分析データの取得をお願いいたします。

また納入いただいた部品、原材料の環境負荷物質含有量を、日産でも抜き取りでチェック致します。チェック結果及び IMDS データ入力状況から、個別に分析データの報告、および環境負荷物質管理に関するサプライヤー工程監査の実施をお願いする場合があります。

また、環境負荷物質管理レベルの把握と継続的な向上のため、サプライヤーの皆様には、1 回/年、環境負荷物質管理に関する自己診断の実施をお願いいたします。日産より自己診断シートが送付されましたら、ご記入の上、返送をお願いいたします。

2) 原材料、工場副資材の場合

<対象範囲>

工場、事業所で使用する、新規開発及び既存製品の原材料（主に塗料、溶剤、油脂類、接着剤、洗浄剤、トナー、インク、補材など）および製品（電池など）、副資材(間接材料：工場で使用するアイマークペンのインクなど) 等の化学物質が対象。

<報告内容>

指定した原材料、製品に含有される化学物質(RNES B-00027 の記載物質に加え、日本国内の場合は、労安法のリスクアセスメント対象物質、化管法の第一種、および第二種指定化学物質、毒劇法の毒物および劇物)の SDS データの提出をお願いします。

<報告方法>

対象のサプライヤーの皆さまは、新規採用計画時及び個別依頼時*に、納入原材料・製品の SDS(安全データシート) を SDS 登録窓口(nissan_sds_search@mail.nissan.co.jp)へ送付してください。

*日本国内においては、化管法改正(2023 年 4 月施行)に伴い、最新版の SDS の提出をお願いいたします。

3) 用品、サービス部品の場合

<対象範囲>

新規に設計或いは既設のアクセサリー用品（AVCN 含む）、及び旧型車の保証期間終了後サービス部品、一部のサービス専用部品（現行車、旧型車、保証期間内外を問わず）が対象。

*「現行車」及び「旧型車の保証期間内に適用がある部品」は、量産部品に準ずる。

<報告内容>

指定した用品・部品に含まれる物質データを IMDS により入力と送信をお願い致します。

また、法規対象国以外でも技術連絡票により個別に物質データの提供をお願いする場合があります。

<報告方法>

IMDS により報告をお願いします。IMDS の入力方法、提出先等に関しては、ルノー日産技術標準 RNES B-00043 (NES M0302) に準拠してください。

IMDS により報告の部品については、部品納入時の検査報告書提出時に IMDS 番号の報告をお願い致します。検査報告書の提出は、試作部品の各試作ロット品納入時、及び立ち上がり初物納入時、変更品初物納入時となります。

技術連絡票による個別調査依頼では、それに示されている手段で報告をお願いします。

4) 物流梱包資材の場合

<対象範囲>

新規に設計する部品の梱包資材が対象。また、量産後の梱包資材についても個別調査を依頼する場合があります。

<報告内容>

ルノー日産技術標準 RNES_B-00027 (NES M0301)で、使用禁止ないしは使用制限する環境負荷物質を規定しています。弊社から報告が必要な物流梱包資材を特定し調査を依頼します。

<報告方法>

それぞれ指定する Logistic File、荷姿申請書 PDS、個別調査 File、資材規格表(AS)、SDS にて調査結果を報告願います。

製品・材料の管理に関する依頼事項とその対象

○:全サプライヤー、△:該当サプライヤー（日産から個別に連絡）

			対象部品/資材				
要求項目			部品・ 原材料※1	原材料・ 副資材※2	用品 ※3	サービス パーツ※4	物流 梱包材
環境負荷物質 製品管理レベルの向上	各国法規及び日 産基準の順守	対象	○	○	○	○	○
		基準	RNES B-00027 RNES B-00043	RNES B-00027	RNES B-00027	RNES B-00027 RNES B-00043	RNES B- 00027
	サプライヤー管理 レベルのアセスメン ト	対象	○	—	△	△	—
		時期	ASES 実施時 RFQ 回答時	—	ASES 実施時 RFQ 回答時	ASES 実施時 RFQ 回答時	—
		帳票	RFQ 回答書	—	RFQ 回答書	RFQ 回答書	—
	環境負荷物 質使用状況 報告	対象	○	○	○	○	○
		時期	試作/量産部品納 入時 変更品初物納入時 個別依頼時	新規原材料計画 時 変更品初物納入時 個別依頼時	試作/量産部品納 入時 変更品初物納入時 個別依頼時	試作/量産部品納 入時 変更品初物納入時 個別依頼時	試作/量産部品 納入時 変更品初物納入時 個別依頼時
		帳票	IMDS	SDS	IMDS	IMDS	個別帳票 SDS
		ツール	IMDS	SDS 海外) 各工場の 指定ツールによる	IMDS	IMDS	個別 file (KD) 個別 File、 資材規格表(AS)
		ツール		SDS 海外) 各工場の 指定ツールによる			個別 file (KD) 個別 File、 資材規格表(AS)
	材料分析結 果の提供	対象	△	—	—	—	—
		時期	試作/量産部品納 入時	—	—	—	—
	日産での分 析用部品の 提供	対象	△	—	△	△	—
		時期	試作/量産部品納 入時	—	試作/量産材料納 入時	試作/量産材料納 入時	—
	日産による 工程監査の 実施	対象	△	—	△	△	—
		時期	個別依頼時	—	個別依頼時	個別依頼時	—
	サプライヤー 自己診断の 実施	対象	○	—	—	—	—
		時期	1回/年	—	—	—	—

※1 原材料：鋼板、鋼材、塗料、接着剤、オイル、冷却液など、生産工場で使用されるもの

※2 副資材：生産品の実態を構成しない材料。「間接材料」と同じ意味

※3 用品：販売会社オプション部品（アクセサリー部品）等

※4 サービスパーツ：保有・補修・オイルケミカル品等

5. 5. 3 製品のライフサイクル評価用データの提出

日産がライフサイクル評価に関するデータを必要とする場合、「原材料・部品の環境データ調査方法」を送付し、調査を依頼します。依頼を受けたサプライヤーの皆さまは、調査票の提出をお願いします。提供いただいた製造時の環境データにつきましては、算出方法など詳細を確認させていただく場合があります。

<提出内容>

指定した原材料・部品等について、部品製造時の CO2 等のデータ提出

<提出方法>

原材料・部品等の環境データ調査票（日産から指定）

製品のライフサイクル評価に関する依頼事項とその対象

○:全サプライヤー、 △:該当サプライヤー(日産から個別に連絡)			対象部品/資材					
要求項目			部品	原材料 ※1	副資材 ※2	用品 ※3	サービス パーツ ※4	物流 梱包材
L C A	ライフ サイクル 評価用 データ	対象	△	△	△	-	-	-
		時期	個別依頼時	個別依頼時	個別依頼時	-	-	-
		帳票/ツール	専用シート	専用シート	専用シート	-	-	-

※1 原材料：鋼板、鋼材、塗料、接着剤、オイル、冷却液など、生産工場で使用されるもの

※副資材：生産品の実態を構成しない材料。「間接材料」と同じ意味

※3 用品：販売会社オプション部品（アクセサリー部品）等

※4 サービスパーツ：保有・補修・オイルケミカル品等

5. 5. 4 気候変動及び水に関する質問状へのご回答

日産は 2014 年度から企業の環境影響や戦略を開示するためのグローバルなシステムを運営している国際環境 NGO「CDP」のサプライチェーンプログラムを採用し、プログラムを通じて、気候変動及び水に関する情報の依頼、質問状回答による CO2 排出量の把握、削減目標のモニタリング等を実施しております。

調査の対象となりましたサプライヤーの皆さまは CDP から送られる気候変動及び水に関する質問状への回答へ協力をお願い致します。

本項には、前述の 4. 1. 1 バリューチェーン全体における CO2 削減の推進、4. 4. 1 バリューチェーン全体における水使用量削減の推進、4. 5. 3 サプライヤーと連携した環境課題の負荷低減、が関連します。

6. 主要な化学物質関連法令等

GADSL…Global Automotive Declarable Substance List URL : <http://www.gadsl.org/>
GHS (ST/SG/AC.10/30)…化学品の分類および表示に関する世界調和システム

欧州 REACH 規則 ((EC) No 1907/2006) …化学品の登録、評価、認可及び制限に関する規則
欧州 CLP 規則 ((EC) No 1272/2008)…化学品の分類、表示、包装に関する規則
欧州包装材指令 (94/62/EC)…容器包装と容器包装廃棄物に関する指令
欧州 BPR 規則 ((EU) 528/2012)…殺生物性製品の市場での入手及び使用に関する規則
欧州 ELV 指令 (2000/53/EC)、各国 ELV 規制…使用済み車に関する指令・規則
欧州 RRR 指令 (2005/64/EC)…車両の再使用性、再生利用性および回収性に係わる車両の EC 型式認可に関する指令

米国 TSCA (15 U.S.C. 2601–2692)…有害物質規制法
米国 SNUR (TSCA Section 5)…規制を行うための重要新規利用規則

日本化審法 (昭和四十八年法律第百十七号)…化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

水俣条約および関係する水銀法…水銀の使用禁止・制限、ラベリングの規制
日本水銀汚染防止法(平成 27 年法律第 42 号);
カナダ Products Containing Mercury Regulations (SOR/2014-254);
欧州 Mercury Regulation – “REGULATION (EU) 2017/852 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 17 May 2017 on mercury”, etc.
韓国 電気・電子製品及び自動車の資源循環に関する法律
中国 公告認証 自動車有害物質・回収利用率管理要求 (2015 年 第 38 号)
中国 自動車の使用禁止物質要求 (GB/T 30512-2014)

日本労働安全衛生法 (昭和四十七年六月八日法律 第五十七号)
米国労働安全衛生法 (Occupational Safety and Health Act of 1970) (29 U.S. Code Chapter 15§651)
PRTR 制度…Pollutant Release and Transfer Register
化管法 (平成十一年法律第八十六号) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
毒物及び劇物取締法 (昭和二十五年法律第三百三号)

7. 関連する日産基準

参照（入手方法は、日産のサプライヤーポータルを確認されるか、バイヤーにお尋ねください）

ルノー日産技術標準 RNES B-00027 Prohibited or restricted substance in parts List and declaration mode (NES M0301)

ルノー日産技術標準 RNES B-00043 IMDS Documentation rule for suppliers (NES M0302)

ルノー日産技術標準 RNES-B-20205 Regulated Chemical Substance Analysis(NES M0303)

ルノー日産技術標準 RNES A-00001 Material Marking Specifications (NES D0031)

ルノー日産技術標準 “Vehicle Interior parts - Test method for the determination of the volatile organic compounds” (RNES B-00114)

日産技術標準規格“VOC test method of cabin parts” (NES M0402)

ルノー日産技術標準“Vehicle Interior parts – Target value of the volatile organic compounds” (RNES B-00115)

日産技術標準規格“VOC of Cabin Parts” (NES M0403)

ルノー日産技術標準“Odor test method for materials and parts” (RNES B-00096)

ルノー日産技術標準“Odor specification for materials and parts” (RNES B-00161)

日産技術標準規格“Method of Testing the Smell of Interior Parts” (NES M0160)

日産技術標準規格“Odor substance usage restrictions” (NES M0297)

Nissan Product Quality Procedure (NPQP)

8. 変更履歴

変更日	変版	内容
2008.03.10	[N]	グローバル版化。ニッサン・グリーン調達ガイドラインとして新規発行
2010.07.29	[1]	環境負荷物質法規の改定に伴う変更（欧州 REACH 規制、MSDS 提出）
		ルノー・日産サプライヤーCSR ガイドライン発行に伴う修正
2011.11.15	[2]	ニッサン・グリーンプログラム 2016 発行に伴う変更
2012.11.30	[3]	サプライヤーの皆さまへのお願い事項の追加（p3 に記載）
2015.10.31	[4]	ルノー・グリーン調達ガイドラインと同構成化
2016.11.30	[5]	日産とルノーの環境負荷物質技術標準の統合化(RNES B-00027)
2018.08.22	[6]	ニッサン・グリーンプログラム 2022 発行に伴う変更
2019.05.23	[7]	環境負荷物質管理体制の自己診断追加等
2021.05.17	[8]	コーポレートパーサス設定、LCA 評価用データの提出方法、CDP 活用等
2022.05.23	[9]	バリューチェーンにおける CO2 削減取り組み強化、関連技術標準の統合化、関連法改正に伴う修正
2023.05.30	[10]	次期 NGP 公開まで NGP2022 の方針を踏襲する旨の記載
2023.11.06	[11]	日産とルノーの新たな枠組み合意を踏まえた修正

対象別報告方法及び問い合わせ先・提出先

2023年11月

対象	部署	e-mail	電話
グリーン調達ガイドライン全般、法規関連	法規・認証部	NGPG @mail.nissan.co.jp	050-3789-4907
部品・材料、材料識別表示、再生材使用、IMDS、サプライヤーにおける環境負荷物質管理に関する自己診断	材料技術部	IMDS @mail.nissan.co.jp	046-270-1643
G2B 導入申請	日産ヘルプデスクセンター (音声ガイダンスに従い G2B: 2 番を選択)	—	03-4216-3907
納入部品の抜取検査 検査報告書提出時の IMDS ID 番号の記載	車両品質技術部 部品品質技術課	tak-suzuki @mail.nissan.co.jp	046-270-1712
副資材（間接材料）	車両生産技術本部 環境&ファシリティエンジニアリング部	a-izumi @mail.nissan.co.jp	090-9962-4303
SDS 登録	人事本部 安全健康管理部	nissan_sds_search @mail.nissan.co.jp	
アフターセールス関連	グローバルアフターセールス事業本部 グローバルアフターセールスエンジニアリング部	m-agata @mail.nissan.co.jp	080-3454-9088
アクセサリー用品	グローバルアフターセールス商品開発 &エンジニアリング事業本部 グローバルコンバージョン＆アクセサリー エンジニアリング部	mizuno @mail.nissan.co.jp	090-9964-5872
包装資材	部品物流部(KD 資材)	KD_SIZAI @mail.nissan.co.jp	045-277-2993
	グローバルアフターセールス事業本部 トータルサプライチェーン競争力創出部 (AS 部品用資材)	reach_as @mail.nissan.co.jp	042-747-9260